平成２３年（フ）第６１４９号
大阪市福島区福島８丁目19番13号　市木アパート201号
債務者　藤岡奈緒子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９６号
大阪府箕面市坊島３丁目18番６号
債務者　カフェ・ド・シエルこと　橋本　真人
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３８号
大阪市旭区太子橋２丁目５番８号　ベルロ太子橋205
債務者　井上　洋祐
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９９号
大阪市平野区喜連西５丁目４番34号　ファーストタウン喜連702号
債務者　小牧　玲子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１９号
大阪市平野区長吉六反３丁目14番15号　セレブリティ長吉Ａ―102
債務者　垣瀬　　猛
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５３号
大阪府高槻市庄所町10番18号
債務者　角谷　博美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９７４号
大阪市城東区古市２―１リビエール関目第５号棟第705号室、住民票上の住所大阪市城東区東中浜３丁目２番24号
債務者　若林　美紀
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００８号
大阪府寝屋川市大利町38番４号
債務者　鈴木　奈美（旧姓塩瀧）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４２号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　山本　一真
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０７５号
大阪市生野区小路２丁目１番５号　ライズコート小路202号
債務者　澤井　伸二
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４０号
大阪府豊中市利倉西１丁目４番８号
債務者　吉田　真理
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４６号
大阪市此花区西九条３丁目２番11号
債務者　髙橋富美子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１７１号
大阪市北区大淀中４丁目５番17号　大淀マンション501号室
債務者　新枝　克宏
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９１号
大阪市西区立売堀３丁目４番１―504号
債務者　辻　千加子（旧姓久恒）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４１号
大阪府門真市上島町４番29号
債務者　田中二三夫
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５５号
大阪市鶴見区諸口６丁目２番13号　105
債務者　億田久美子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２７３号
大阪府東大阪市小若江２丁目４番14号　ジュエル長瀬207号
債務者　尾浜こと　尾濱　清正
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部